

特別養護老人ホーム 白扇閣

介護予防・日常生活支援総合事業・指定訪問介護事業 重要事項説明書

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 清承会 特別養護老人ホーム 白扇閣 介護予防・日常生活支援総合事業・指定訪問介護事業
法人の所在地	静岡県清水区日立町13番8号
電話番号	054-369-5360
代表者氏名	理事長 池上 直美

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 清承会 特別養護老人ホーム 白扇閣 介護予防・日常生活支援総合事業・指定訪問介護事業
事業所の所在地	静岡県清水区承元寺町1341番地 (白扇閣在宅サービスセンター内)
介護保険事業所番号	静岡県指定2273200259号
指定年月日	平成11年11月1日
通常の実施範囲	静岡県清水区内

3 事業所の職員の概要

職 種	人 員 基 準	勤 務 体 制	備 考
管 理 者	1名	1名(常勤兼務)	
サービス提供責任者	1名以上	1名(常勤)	介護福祉士
サービス提供担当者	2.5名以上 (常勤換算法)	2.5名以上(常勤・非常勤)	ヘルパー2級以上
事 務 職 員	—	1名(常勤兼務)	

- 職員は、常に身分証明書を携帯しているので、必要な場合は提示をお求めください。
- あなたは、いつでもサービス提供を行う訪問介護員の変更を申し出ることができます。  
これを拒む正当な理由がない限り、事業者は変更の申し出に応じます。

4 サービス提供時間

営 業 日	月曜日～日曜日(祝日は営業します。) (但し、毎週日曜日及び12/30～1/3はお休みさせていただく事もあります。)
営 業 時 間	8:30～17:30

※ ただし、中止変更等の連絡は営業時間外でも054-369-5360に連絡をお願いします。

## 5 運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとします。その際、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス・居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

## 6 サービス内容及び利用料金

### (1) 介護保険給付対象サービス

当事業所の訪問介護サービスの提供に際し、利用者の負担する利用料金は、原則として基本料金の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては、全額自己負担(介護保険より給付(9割)の料金と下記の利用料金を足した金額)となります。

#### サービス内容

1. 「介護予防・日常生活支援総合事業計画・指定訪問介護サービス計画」に沿って、計画的に提供します。
2. 「介護予防・日常生活支援総合事業計画訪問介護サービス説明書」により、選択されたサービスを行います。
3. サービス提供に用いる設備、器具等については安全、衛生に常に注意を払い、特に、あなたの身体に接触する設備、器具については、サービスごとに消毒したものを使用します。

#### サービス利用料金

##### ○ 介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）

- ・(Ⅰ) 週1回程度の利用が必要な場合・・・月額1,176単位 対象・・・要支援1・要支援2  
事業対象者
- ・(Ⅱ) 週2回程度の利用が必要な場合・・・月額2,349単位 対象・・・要支援1・要支援2  
事業対象者
- ・(Ⅲ) (Ⅱ)を超える利用が必要な場合・・・月額3,727単位 対象・・・要支援2

##### ○ 指定訪問介護

	20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	197単位	242単位		
	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分を増すごとに)
身体介護	268単位	426単位	624単位	90単位

- ・ 初回加算 …… 200単位
- ・ 緊急時訪問介護加算 …… 100単位
- ・ 処遇改善加算 …… 24.5%

- 利用料金は静岡市の場合、上記の基本単位に利用回数を通じ、10.42 円を通じた額の概ね 1 割又は 2 割又は 3 割が自己負担となります。
- 一定の条件の下に 2 人の訪問介護員が、1 人の利用者に通訪問介護・訪問介護相当サービスを行なった場合は、2 人分の料金となります。
- ※ 一定の条件とは次のようなことです。
  1. 利用者の身体的理由により 1 人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合。
  2. 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
  3. その他、利用者の状況から判断して、1 又は 2 に準ずると認められた場合。

(2) 介護保険給付外サービス

- 利用者の希望による、介護保険適用外サービスにおいては、当社規定の料金でのご提供となります。
- 当事業者の通常の事業実施地域にお住まいの方は、訪問する為の交通費は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費は別途請求させていただきます。
- 訪問介護を提供するため、訪問先で使用する水道・ガス・電気等の費用につきましては、ご利用者様の負担となります。

7 料金のお支払い方法

利用者が当事業所に支払う料金の支払方法については、月ごとの精算とします。請求日から 30 日以内に次のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 事業所窓口での現金支払い イ. 右記指定口座への振込み ウ. 金融機関からの自動引き落とし	清水銀行 八木間支店 普通預金 No. 2028441 講座名義 特別養護老人ホーム白扇閣 施設長 久保田 和宏
--	---

被保険者証に支払方法の変更の記載があるときは、いったん費用の全額（介護保険よりの給付（9割または8割）の料金と上記の利用料金を足した金額）をお支払いいただきます。

この場合、サービス提供証明書を発行しますので、後日市町村窓口にて払い戻し（介護保険適用分（9割または8割））を受けてください。

## 8 サービスの利用方法

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）に、まずはお相談ください。

### （1）サービスの利用開始

当事業所に居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を通し、電話でお申し込みください。担当職員が自宅に伺い、指定訪問介護・訪問介護相当サービスの内容について説明いたします。

契約締結後、介護予防・日常生活支援総合事業計画又は指定訪問介護計画を立て、実際にサービスの提供を開始いたします。

### （2）サービスの終了

#### ○ 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の14日前までに文書でお知らせください。

#### ○ 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員が不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了14日前までに文書で通知します。

#### ○ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護老人福祉施設等に入所した場合
- ・ 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ・ 利用者が介護予防・日常生活支援総合事業・指定訪問介護のサービスを2年間利用されなかった場合

#### ○ その他

事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為等を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

事業者が破産した場合、又は、利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただくことになります。

## 9 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日の前日までにご連絡ください。
- 利用予定日の当日までに連絡がなく、訪問介護員が訪問した場合には、キャンセル料として1,200円をお支払いいただきます。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 10 緊急時の対処法

サービスの提供中にあなたの容態に変化があった場合には、速やかにあなたの主治医に連絡します。

主治医	氏名	
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	
	連絡先	
災害時 避難場所		

## 11 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)を策定しています。

## 12 ハラスメントについて

事業所からのお願いとして書類の作成をしています。※別紙参照

## 13 身体拘束等の適正化について

- (1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 利用者又は利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

#### 1.4 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます

(1) 虐待防止の関する責任者を選定しています。

責任者 中山 記 枝 (サービス提供責任者)

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修又は勉強会を実施しています。

(4) 成年後見制度の利用を支援します。

(5) 苦情解決体制を整備しています。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

#### 1.5 テレワークの扱い

事業所の方針により、原則出勤(常勤の場合は週 40 時間)

場合によってテレワーク勤務を行うこともあります。その際には、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないことを前提としています。

#### 1.6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	苦情処理担当者	指定訪問介護事業サービス提供責任者
		中山 記 枝
	TEL	054-369-5360
	FAX	054-369-5361

静岡市役所 介護保険課	TEL	054-221-1377
静岡県国民健康保険団体連合会	TEL	054-253-5590

#### 1.7 第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施しておりません。

年 月 日

( 事業者 )

介護予防・日常生活支援総合事業及び指定訪問介護の提供にあたり、この説明書に基づいて重要事項の説明をしました。

所在地 静岡県静岡市清水区承元寺町1341  
(白扇閣在宅サービスセンター内)

名 称 社会福祉法人 清承会 特別養護老人ホーム 白扇閣  
介護予防・日常生活支援総合事業・指定訪問介護事業  
訪問介護事業

説明者 中 山 記 枝

( 利用者 )

この説明書により、介護予防・日常生活支援総合事業及び指定訪問介護に関する重要事項の説明を受けました。

住 所

氏 名

㊞

( 代表者 ( ご家族他 ) )

住 所

氏 名

㊞